

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹¹²〕法人税関係 中小企業経営強化税制について

Q：平成29年度税制改正にて「中小企業経営強化税制」が創設されましたが、どのような制度でしょうか？

A：中小企業経営強化税制とは、中小・小規模事業者等の生産性向上につながる設備投資を支援するため、従来の中小企業投資促進税制の上乗

せ措置（即時償却や税額控除）を改組・新設するもので、従来よりも対象設備を拡充し、一定の器具備品・建物附属設備が追加されました。

この適用を受けるためには中小企業等経営強化法による経営力向上計画の認定を受ける必要があります。また、従来の上乗せ措置では最新設備が要件でしたが、この制度では最新設備でなくても構いません。

対象資産は、従来の上乗せ措置では、機械装置、サーバー用電子計算機、試験又は測定機器、稼働状況等の情報を収集・分析・指示するソフトウェアが対象でしたが、この制度では生産性向上設備（A類型）と収益力強化設備（B類型）の資産が対象となります。

中小企業経営強化税制の概要

| 類型 | 生産性向上設備（A類型） | 収益力強化設備（B類型） |
|------|--|--|
| 要件 | ① 中小企業経営強化法の認定 ② 生産性が旧モデル比年平均1%以上向上 | ① 中小企業経営強化法の認定 ② 投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備 |
| 対象設備 | ・機械装置（160万円以上、販売開始10年以内） ・測定工具・検査工具（30万円以上、販売開始5年以内） ・器具備品（30万円以上、販売開始6年以内） ・建物附属設備（60万円以上、販売開始14年以内） ・ソフトウェア（70万円以上、販売開始5年以内） | ・機械装置（160万円以上） ・工具（30万円以上） ・器具備品（30万円以上） ・建物附属設備（60万円以上） ・ソフトウェア（70万円以上） |
| 確認者 | 工業会等 | 経済産業局 |
| 税制措置 | ・即時償却又は7%税額控除（資本金3,000万円以下の法人もしくは個人事業主は10%税額控除）の選択適用 ・税額控除については、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制の控除税額との合計で、法人税額の20%が上限 | |

中小企業経営強化税制は、平成29年4月1日より平成31年3月31日までに取得等をして事業の用に供した場合に適用されます。中小企業経営強化法の申請は期限がありますので申請期限に注意が

必要です。

（税制委員会：二木正文、忠地祐一、川窪光弘
グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企业です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号